

2024年3月15日

高知県人事委員会  
門田 純一 様

高知県教職員組合  
執行委員長 細木 久義  
高知県高等学校教職員組合  
執行委員長 谷内 康浩



## 2024年春季要請書

新しい年度を迎えるにあたり、下記の事項について人事委員会として検討し、勧告などに反映して下さいますよう、お願いします。

### 記

1. 国による地方公務員・教職員の賃金抑制の押しつけに反対し、積極的な勧告をいただくこと。とりわけ、初任給の水準を大幅に引き上げるとともに、物価高騰および各年齢段階に応じた生計費の増額、教職員としての経験の蓄積や専門能力の向上を十分に考慮し、中堅・高年齢者の賃金の改善を図る勧告をいただくこと。
2. 長時間労働の是正のための教職員増の意見表明をしていただくこと。
3. 2023年10月の高知県人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下、23勧告）に記述された「在校等時間の把握による勤務時間管理の徹底を図るとともに、部活動の指導を含めた業務の見直しやデジタル技術の活用による業務効率化、外部人材の活用等による教育職員の負担軽減の取組を更に推進し、市町村等教育委員会とも連携して取組を進めていく必要がある。」としたことについて、県教育委員会の対応を検証し、一層の改善を促すよう意見表明をしていただくこと。
4. 高知県の教職員の高齢期雇用のあり方について、人事委員会として下記の点をふまえた意見表明をしていただくこと。
  - ①再任用短時間勤務においては、より多様な選択ができるよう、制度改善を行うこと。
  - ②暫定再任用において定年前と同じ勤務内容の場合、給与を下げない制度設計に改善すること。当面、少なくとも定年延長者との給与との均衡を図ること。また、暫定再任用の一時金月数は定年延長者との均衡を図ること。
  - ③短時間勤務の再任用（定年前再任用と暫定再任用）を定数外とすること。
  - ④こうした制度の改善、運用について、組合と誠実な話し合いを持つようにすること。
5. パワハラ・セクハラ・時短ハラスメントなどハラスメント防止のために県教育委員会が行っている対策について検証し、学校に関わるすべての教職員に、相談窓口、外部相談員制度、相談後の対応手順などの周知徹底や新任管理職対象の研修での内容充実など、具体的な対策の促進を意見表明していただくこと。
6. 労働安全衛生法に基づく実効ある「労働安全衛生体制」を全ての職場に確立するよう意見表明していただくこと。その上で、次の点を特に注視して、県教育委員会の施策を点検・勧告を行うこと。
  - ①外部相談員の周知徹底・職場の総括安全衛生委員会の開催促進など、メンタルヘルス対策を充実させること。
  - ②「ストレスチェックに関しては、制度をより効果的なものとするためにも、受検率の向上に引き続き留意し、検査結果を活用して必要な措置を講ずるなど適切な対応が求められる。」（23勧告）とあるように、本人が希望する時に随時受検することができるようにするとともに、検査結果を適切に生かすように具体的な改善策を求める勧告すること。
7. 母性保護・子育て支援の観点から、教職員の労働条件・待遇の改善をより一層実現すること、特に、妊娠・出産に関わる休暇など女性教職員の待遇を改善するよう意見表明していただくこと。
8. 民調の対象を100人以上の規模に戻すこと。
9. 労働基準監督機能を発揮され、学校現場への調査に入ること。

以上